分類番号：ＱＳ－０６０１０６

文書名

グリーン調達基準
（部品・材料編）

制定：２００５．０１．０５
改訂：２００９．０１．２９　Rev.　1.0

承　　認	審　　査	作　　成
生産部部長	生産部	生産部
認印 山口	認印 星谷	認印 星谷

株式会社　シバソク

制定部門　生産部

改訂履歴

文書名 グリーン調達基準 （部品・材料編）	分類番号：ＱＳ－０６０１０６	１頁
	制定部門：生 産 部	Rev. 1.0

改訂番号	年月日	改訂理由（簡潔に）	文書の状態
Rev. 0.0	2006.1.5	制　　定	旧　版
Rev. 0.1	2008.1.10	実際の活動に合わせた内容に修正する	旧　版
Rev. 1.0	2009.01.29	JIG(ジョイント・インダストリー・ガイドライン)が改訂されたので、それに沿った内容に変更。PFOS(パーフルオロオクタンスルホン酸)及びその塩が2008年6月より使用禁止になったのでレベルＡの化学物質に追加する。	
Rev.			
Rev.			
Rev.			
Rev.			
Rev.			
Rev.			
Rev.			
Rev.			

改訂内容

文書名 グリーン調達基準（部品・材料編）	分類番号： ＱＳ－０６０１０６	１頁
	制定部門： 生 産 部	Rev. 1.0

項　　目	改 訂 内 容
2.用語の定義	(10) 物質群分類 No.の項目削除する。 6.1 項のレベルＡ、6.2 項のレベルＢの化学物質一覧表から削除したため。
6.管理する材料と化学物質	「※レベルＡ、レベルＢの区別はジョイント・インダストリー・ガイドライン(JIG)を参照しています。」の文書をここに挿入する。
6.1 レベル A の材料と化学物質	No.12 にパーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩(PFOS)の化学物質を追加する。
	関連する主な法規制等に中国電子情報製品汚染制御管理を追記する
6.2 レベル B の材料と化学物質	「※6：フタル酸エステル類の使用を制限する規制は存在しますが、これらの規制はほとんどの電気･電子機器には適用されません。」文書を追加する。
6.3 管理基準と閾値	カドミウムの閾値 75ppm から 100ppm に変更。
	短鎖型塩化パラフィンの閾値 1000ppm 追加する。
	アスベスト類、アゾ染料・顔料、オゾン破壊物質の閾値の表現変更
	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩(PFOS)の化学物質追加する。
	ニッケルの閾値の表現変更。
6.4 使用禁止物質の除外基準	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩(PFOS)の除外基準追加する。

文書名 グリーン調達基準（部品・材料編）	分類番号： ＱＳ－０６０１０６	頁 1/1
	制定部門： 生　産　部	Rev. 1.0

目　次

1. 目的

本基準は、シバソク製品を構成する原材料、部品及びユニット等が含有する化学物質について、使用禁止あるいは使用管理を明確にし、取引先に周知徹底して環境負荷低減を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

本基準は、シバソクが出荷する製品、付属品、添付品、梱包材料などに使用される原材料、部品等の調達に適用する。

①シバソクが設計および、製造する製品に使用される原材料、部品等
②シバソクが第三者に設計および、製造を委託する製品に使用される原材料、部品等
③第三者が設計、製造しシバソクが転売する製品に使用される原材料、部品等
④上記①～③に付属する取扱説明書、添付品等に使用される原材料、部品等
⑤シバソクが出荷する製品、物品の梱包材、包装材に使用される原材料、部品等

ただし、シバソクが出荷する物品が欧州 RoHS 指令対象から外れている場合、及び顧客からの指示が無い場合は、適用範囲から除外することができる。

3. 用語の定義

（1）取引先

①シバソクが設計および、製造する製品に使用する原材料、部品等の納入、加工等を行う業者
②シバソクが第三者に設計および、製造を委託する製品に使用される原材料、部品等の納入、加工等を行う業者
③第三者が設計、製造しシバソクが転売する製品の製造業者
④上記①～③に付属する取扱説明書、添付品等に使用する原材料、部品等の納入、加工等を行う業者
⑤シバソクが使用する梱包材、包装材の納入業者及び梱包業者

（2）MSDS

Material Safety Data Sheet：製品安全データシート
化学物質等を使用することによって環境汚染問題を生じたり、誤って危険な事態を生じたりしないようにするために、予めその化学物質の環境・安全・健康面等の参考情報を知らせる書類。

（3）RoHS 指令

Restriction of the use of certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment
電気、電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限の指令。

（4）JIG

Joint Industry Guide for Composition Declaration for Electronic Products :
ジョイント・インダストリー・ガイドライン
JGPSSI(グリーン調達調査共通化協議会)、EIA(米国電子連合会)、EICTA(欧州情報・通信・民生電子技術産業会)の共同作業により作成され JGPSSI、EIA 承認の元発行された、電気・電子機器製品に関する含有化学物質調査のガイドライン。

（5）指定有害物質

当社が指定しているレベル A、レベル B の物質を指す。

（6）含有

物質が意図的で有るか否かを問わず、製品を構成する部品、デバイスまたは、それらに使用される材料に､添加、充填、混入または付着することをいう（加工プロセスにおいて意図せずに製品に混入または付着する場合も含む)。
但し、製造工程で用いても製品に含有されない物質や、反応残渣、不純物は対象外とする。

（7）意図的添加

当該物質が部品･原材料に対して、性能向上や特性変更を目的として使用されることを指す。

（8）均質材料

機械的に別々の材料に分離できない材料を意味し、「機械的に分離」という意味は原則として、ネジの取り外し、切断、粉砕、研磨のプロセスといった機械的行為によって材料が分離されることを意味する。たとえば、クロメート処理鋼板は、メッキ層が「均質材料」部分となる。

（9）閾値（しきいち）

最大許容濃度を指し、この基準より上回る場合は使用禁止や、使用を制限する。

4. グリーン調達の考え方

5. 調査協力のお願い

5.1. 調査内容

1）取引先の環境保全活動に関する調査

①環境マネジメントシステムの構築、維持向上について

②グリーン調達の取組みについて

③環境活動に対しての目的・目標等の達成事項評価について

（「取引先の環境保全活動に関する調査表」を使用する）

2）調達品の環境負荷情報調査

①構成物質毎の質量または、質量割合

②含有化学物質の種類

③含有化学物質の使用目的

④MSDS の提出

含有化学物質調査は、基本的には調達品に含まれている全ての化学物質を対象とするが調査実施は以下の優先順で行う。

（A）RoHS 指令の 6 物質（鉛・水銀・カドミウム・六価クロム・PBB・PBDE）の有無および含有量。

（B）JIG で分類しているレベル A、レベル B の化学物質の有無および含有量。

①、②、③の調査の回答は「調査回答ツール」を使用し、「調査回答ツール」の操作方法は「調査回答ツール操作マニュアル」を参照。

5.2. 調査時期と方法

(1) 取引先の環境保全活動に関する調査

新規に取引する場合や、環境保全活動に変化があった場合はその都度調査を実施する。その他に「取引先一覧表」に登録されている取引先に対しては定期的に実施するが、実施時期は定期品質評価と同時に行う。

<table>
<tr><th>調査の種類</th><th>実施時期</th><th colspan="2">調査方法</th></tr>
<tr><td>新規取引調査</td><td>新規取引開始前</td><td colspan="2">書類による調査</td></tr>
<tr><td rowspan="2">定期調査</td><td rowspan="2">２年毎（定期品質評価と同時に行う）</td><td>一般取引先</td><td>書類による調査</td></tr>
<tr><td>外注取引先</td><td>書類で現地調査</td></tr>
<tr><td rowspan="2">臨時調査</td><td rowspan="2">環境保全活動に変化や問題があった場合</td><td>一般取引先</td><td>書類による調査</td></tr>
<tr><td>外注取引先</td><td>変更連絡書あるいは改善報告書と書類で現地調査</td></tr>
</table>

※書類は「取引先の環境保全活動に関する調査表」を指す。

(2) 調達品の環境負荷情報に関する調査

必要に応じ、調査を実施する。

(3) 不使用保証書の提出について

シバソクが、生産材として調達する原材料、部品、ユニット等の調達品に含まれる化学物質（使用禁止物質）については、必要に応じて「不使用保証書」の提出を依頼する場合がある。

6. 管理する材料と化学物質

※ レベルA、レベルBの区別はジョイント・インダストリー・ガイドライン(JIG)を参照しています。

6.1. レベルＡの材料と化学物質

製品や部品に使用された場合に、現行法の規制を受ける材料と化学物質から成る。

No	大分類	化学物質群	化学物質群（英名）	関連する主な法規制等
1	金属及び金属化合物	カドミウム及びその化合物	Cadmium and Cadmium Compounds	2002/95/EC(EU/RoHS) 米国包装材重金属規制 中国電子情報製品汚染制御管理
2		六価クロム化合物	Hexavalent Chromium Compounds	2002/95/EC(EU/RoHS) 米国包装材重金属規制 中国電子情報製品汚染制御管理
3		鉛及びその化合物	Lead and Lead Compounds	2002/95/EC(EU/RoHS) 米国包装材重金属規制 EU 電池指令 中国電子情報製品汚染制御管理
4		水銀及びその化合物	Mercury and Mercury Compounds	2002/95/EC(EU/RoHS) 米国包装材重金属規制 中国電子情報製品汚染制御管理
5		酸化トリプチルスズ(TBTO)	Tributyl Tin Oxide (TBTO)	化審法（第１種特定化学物質）
6		トリプチルスズ類(TBT 類)、トリフェニルスズ(TPT 類)	Tributyl Tins & Triphenyl Tins	化審法（第２種特定化学物質）
7	ハロゲン系有機化合物	ポリ臭化ビフェニル(PBB 類)	Polybrominated Biphenyls(PBBs)	2002/95/EC(EU/RoHS) J-Moss 中国電子情報製品汚染制御管理
8		ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)	Polybrominated Diphenyl ethers (PCBs)	2002/95/EC(EU/RoHS) J-Moss 中国電子情報製品汚染制御管理
9		ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)	Polychlorinated Biphenyls(PCBs)	化審法（第１種特定化学物質） EU76/769/EEC
10		ポリ塩化ナフタレン（塩素数が 3 以上）	Polychloronnpthalens (CI≧3)	化審法（第１種特定化学物質）
11		短鎖型塩化パラフィン	Short Chain Chlorinated Paraffins	76/769/EEC(+2002/45/EC) 日本エコマーク
12		パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩(PFOS)	Perfluorooctane Sulfonate	76/769/EEC(2006/122/EC) POP s 条約 化審法（第二種監視化学物質）
13	その他	アスベスト類	Asbestos	76/769/EEC(+91/659/EEC) 米国有害物質規制法 日本・労働安全衛生法
14		アゾ染料・顔料 ※1	Azo Colorants	76/769/EEC(+2002/61/EC) ドイツ日用品規制
15		オゾン層破壊物質 ※2	Ozone Depleting Substances	モントリオール議定書 EU 規則 No. 2037/2000 日本オゾン層保護法
16		放射性物質	Radioactive Substancess	原子炉等規制法

※ 1：特定アミン（次の表を参照）を形成するアゾ染料・顔料で、対象用途は直接かつ長時間、皮膚に接触する部位に適用される。

特定アミン

物 質 名	物 質 名（英名）	化学構造式	CAS No.
4-アミノアゾベゼン	4-Aminoazobenzene	$C_{12}H_{11}N_3$	60-09-3
o-アニシジン	*o*-anisidine	C_7H_9NO	90-04-0
2-ナフチルアミン	2-naphthylamine	$C_{10}H_9N$	91-59-8
3,3’-ジクロロベンジジン	3,3’-dichlorobenzidine	$C_{12}H_{10}CI_2N_2$	91-94-1
4-アミノビフェニル	biphenyl-4ylamine	$C_{12}H_{11}N$	92-67-1
ベンジジン	Benzidine	$C_{12}H_{12}N_2$	92-87-5
o-トルイジン	*o*-toluidine	C_7H_9N	95-53-4
4-クロロ-2-メチルアニリン	4-chloro-o-toluidine	C_7H_8CIN	95-69-2
2,4-トルエンジアミン	2,4-toluendiamine	$C_7H_{10}N_2$	95-80-7
o-アミノアゾトルエン	*o*-aminoazotoluene	$C_{14}H_{15}N_3$	97-56-3
5-ニトロ- *o*-トルイジン	5-nitro-*o*-toluidine	$C_7H_8N_2O_2$	99-55-8
3,3’-ジクロロ-4,4’-ジアミノジフェニルメタン	3,3’-dichiloro-4,4’-diaminodiphenylmethane	$C_{13}H_{12}C_{12}N_2$	101-14-4
4,4’-メチレンジアニリン	4,4’-methylenedianiline	$C_{13}H_{14}N_2$	101-77-9
4,4’-ジアミノジフェニルエーテル	4,4’-diaminodiphenylether	$C_{12}H_{12}N_2O$	101-80-4
p-クロロアニリン	*p*-chloroaniline	C_6H_6CIN	106-47-8
3,3’-ジメトキシベンジジン	3,3’-dimethoxybenzidine	$C_{14}H_{16}N_2O_2$	119-90-4
3,3’-ジメチルベンジジン	3,3’-dimethylbenzidine	$C_{14}H_{16}N_2$	119-93-7
2-メトキシ-5-メチルアニン	2-methoxy-5-methylaniline	$C_8H_{11}NO$	120-71-8
2,4,5-トリメチルアニリン	2,4,5-trimethylaniline	$C_9H_{13}N$	137-17-7
4,4’-ジアミノジフェニルスフィド	4,4’-thiodianiline	$C_{12}H_{12}N_2S$	139-65-1
2,4-ジアミノアニソール	4-methoxy-m-phenylenediamine	$C_7H_{10}N_2O$	615-05-4
4,4’-ジアミノ-3,3’-ジメチルジフェニルメタン	4,4’-methylenedi-o-toluidine	$C_{15}H_{18}N_2$	838-88-0

※ 2：製造工程に定期的に使用され、環境中に排出される場合を対象とする。密閉された状況で使用される冷却装置の冷媒フロン、消火器のハロン等は対象外とする。

オゾン層破壊物質

物質名	化学構造式	物質名	化学構造式	物質名	化学構造式
CFC-11	$CFCI_3$	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	$C_2H_3CI_3$	ｼﾞﾌﾞﾛﾓﾍﾟﾝﾀﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	$C_3HF_5Br_2$
CFC-12	CF_2CI_2	臭化メチル	CH_3Br	ﾌﾞﾛﾓﾍｷｻﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C_3HF_6Br
CFC-113	$C_2F_3CI_3$	ｼﾞﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛﾒﾀﾝ	$CHFBr_2$	ﾍﾟﾝﾀﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	$C_3H_2FBr_5$
CFC-114	$C_2F_4CI_2$	ﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌﾙｵﾛﾒﾀﾝ	CHF_2Br	ﾃﾄﾗﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	$C_3H_2F_2Br_4$
CFC-115	C_2F_5CI	ﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛﾒﾀﾝ	CH_2FBr	ﾄﾘﾌﾞﾛﾓﾄﾘﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	$C_3H_2F_3Br_3$
ﾊﾛﾝ-1211	CF_2BrCI	ﾃﾄﾗﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C_2HFBr_4	ｼﾞﾌﾞﾛﾓﾃﾄﾗﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	$C_3H_2F_4Br_2$
ﾊﾛﾝ-1301	CF_3Br	ﾄﾘﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	$C_2HF_2Br_4$	ﾌﾞﾛﾓﾍﾟﾝﾀﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	$C_3H_2F_5Br$
ﾊﾛﾝ-2402	$C_2F_{43}Br_2$	ｼﾞﾌﾞﾛﾓﾄﾘﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	$C_2HF_3Br_2$	ﾃﾄﾗﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	$C_3H_3FBr_4$
CFC-13	CF_3CI	ﾌﾞﾛﾓﾃﾄﾗﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C_2HF_4Br	ﾄﾘﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌﾙｵﾛﾌﾟﾙﾊﾟﾝ	$C_3H_3F_2Br_3$
CFC-111	C_2FCI_5	ﾄﾘﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	$C_2H_2FBr_3$	ｼﾞﾌﾞﾛﾓﾄﾘﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	$C_3H_3F_3Br_2$
CFC-112	$C_2F_2CI_4$	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	$C_2H_2F_2Br_3$	ﾌﾞﾛﾓﾃﾄﾗﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	$C_3H_3F_4Br$
CFC-211	C_3FCI_6	ﾌﾞﾛﾓﾄﾘﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	$C_2H_2F_3Br$	ﾄﾘﾌﾟﾛﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	$C_3H_4FBr_3$
CFC-212	$C_3F_2CI_6$	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	$C_2H_3FBr_2$	ｼﾞﾛﾓｼﾞﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	$C_3H_4F_2Br_2$
CFC-213	$C_3F_3CI_5$	ﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	$C_2H_3F_2Br$	ﾌﾟﾛﾓﾄﾘﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	$C_3H_4F_3Br$
CFC-214	$C_3F_4CI_4$	ﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	C_2H_4FBr	ｼﾞﾌﾟﾛﾓﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	$C_3H_5FBr_2$
CFC-215	$C_3F_5CI_3$	ﾍｷｻﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C_3HFBr_6	ﾌﾟﾛﾓｼﾞﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	$C_3H_5F_2Br$
CFC-216	$C_3F_6CI_2$	ﾍﾟﾝﾀﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	$C_3HF_2Br_5$	ﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	C_3H_6FBr
CFC-217	C_3F_7CI	ﾃﾄﾗﾌﾞﾛﾓﾄﾘﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	$C_3HF_3Br_4$	ﾌﾟﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ	CH_2BrCI
四塩化炭素	CCI_4	ﾄﾘﾌﾞﾛﾓﾃﾄﾗﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	$C_3HF_4Br_3$	－	－

6.2. レベルＢの材料と化学物質

以下の１つ以上の基準に合致するために開示の必要があると業界が判断した材料及び化学物質から成っている。

① 環境､健康、または安全の面から重大な影響がある材料や化学物質

② 有害廃棄物管理を要求される可能性がある材料や化学物質

③ 使用済み製品処理に悪影響を及ぼす可能性のある材料や化学物質

No.	大分類	化学物質群	化学物質群（英名）
17	金属及び金属化合物※3	アンチモン及びその化合物	Antimony and Antimony Compounds
18		ヒ素及びその化合物	Arsenic and Arsenic Compounds
19		ベリリウム及びその化合物	Beryllium and Beryllium Compounds
20		ビスマス及びその化合物	Bismuth and Bismuth Compounds
21		ニッケル（外部利用のみ）※4	Nickel and Nickel Compounds
22		セレン及びその化合物	Selenium and Selenium Compounds
23	ハロゲン系有機化合物	臭素系難燃剤※5	Brominated Flame Retardants
24		ポリ塩化ビニル(PVC)	Vinyl Chloride Polymer (PVC)
25	その他	フタル酸エステル類※6	Phthalates

※3：金属にはその合金を含む。

※4：報告しなければならないのは、ニッケルが長時間皮膚に触れる可能性のある用途に使用される場合。ニッケルが製品の外装の内部に使用されている場合は除く。

※5：PBB 類または PBDE 類を除く。

※6：フタル酸エステル類の使用を制限する規制は存在しますが､これらの規制はほとんどの電気･電子機器には適用されません。

6.3. 管理基準と閾値

① 当社が定めている閾値以上の場合、レベル A の材料と化学物質は使用禁止とする。

② 当社が定めている閾値以上の場合、レベル B の材料と化学物質は使用を制限もしくは使用量を管理する。

③ レベル A、レベル B の材料と化学物質を含有している場合は、使用量を管理するので報告が必要。ただし、閾値未満のものは報告の義務付けはしない。

④ レベル A の閾値は均質材料においての値、レベル B の閾値は製品または部品に含まれる群の無機物質単位（含有する総質量）又は有機化合物の重量を、その製品または部品の総重量で割った値を基準とする。

⑤ 法令によって禁止または制限を目的とする新たな閾値が設定された場合は、閾値もそれにしたがって改訂する。

【レベル A の閾値】

材料/化学物質群	閾値	使用部位　例	主な使用目的
カドミウム及びその化合物	100ppm または意図的添加	耐食メッキ、装飾用塗料、インキ、ヒューズ、電気接点、プラスチック	電気接点の安定化、プラスチック用安定材
六価クロム化合物	1,000ppm または意図的添加	クロメート処理鋼板、ねじ、ナット、アルマイト染色	顔料、塗料、インキ、防錆、メッキ
鉛及びその化合物	1,000ppm または意図的添加 300ppm（ケーブルやコードの表面）	ハンダ、端子、プラスチック、塗料、インク、配線コードの被覆、快削合金材料	塗料、顔料、はんだ材料、ゴム硬化剤
水銀及び化合物	1,000ppm または意図的添加	電池、電極、プラスチック、塗料、ランプ類、インキ、ゴム	蛍光材料、電気接点材料、着色顔料
酸化トリブチルスズ（TBTO）	または意図的添加	印刷インキ、電子部品用インキ、難燃プラスチック	防腐剤、殺菌剤、かび防止剤、塗料、顔料
トリブチルスズ類、トニフェニルスズ類	または意図的添加	消音材（ノイズ除去用）、塗料、インキ、かび防止剤	安定剤、酸化・老化防止剤、防汚剤、防菌
ポリ臭化ビフェニル(PBB)	1,000ppm または意図的添加	機器の筐体に使うプラスチック、プリント基板、樹脂部材	難燃剤
ポリ臭化ジフェニールエーテル(PBDE)	1,000ppm または意図的添加		
ポリ塩化ビフェニル類(PCB)	意図的添加	トランス・コンデンサ、絶縁油、潤滑油	絶縁油、潤滑油
ポリ塩化ナフタレン（塩素数が 3 以上）	意図的添加	可燃性ゴム、ロール、パッキン、シール材、プラスチック部品	潤滑油、塗料、電気絶縁媒体、難燃剤
短鎖型塩化パラフィン	1,000ppm または意図的添加	可塑剤塩ビ成形品、基板導体・配線、電線	難燃剤、可塑剤、金属切削油
パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩(PFOS)	1,000ppm 表面処理 1μg/m2	プリント基板、フラックス、クリームはんだ、塗料、インキ、絶縁油、洗浄液	顔料、保護膜、反射防止材、防水、撥水剤
アスベスト類	含有している場合は量にかかわらず報告が必要	電気絶縁部、断熱部可塑性ゴム ブレーキライニング・パッド	絶縁体、断熱材、電気絶縁材
アゾ染料・顔料	生地完成品や革製品は30ppm または意図的添加	電線被覆材、イヤホン	顔料・染料、着色剤
オゾン破壊物質	含有している場合は量にかかわらず報告が必要	コンプレッサ、発泡樹脂、ハロゲンランプ	冷媒、洗浄剤、発泡剤
放射性物質	意図的添加	照射装置、測定器、検出器	がん治療、光学特性

【レベル B の閾値】

材料/化学物質群	閾値	用途・使用目的	備考
アンチモン及びその化合物	1,000ppm	半導体 鉛電池の電極 難燃性が向上 顔料、塗料	ヒ素のような毒性がある
ヒ素及びその化合物	1,000ppm	半導体製造 木材防腐剤 ガラスの消泡剤 顔料、塗料	発ガン性 服用後数分で下痢、腹痛 毛髪や爪に残留する
ベリリウム及びその化合物	1,000ppm	ペースメーカー レーザ、歯冠 バネ用合金材 セラミックス原料	慢性肺疾患 危険性の高い有毒金属粉 発ガン性
ビスマス及びその化合物	1,000ppm	鉛フリーはんだなどの合金成分 高温超伝導体	水と水酸化物をつくる ハロゲン化物をつくる
ニッケル （外部利用は除く）	DIN EN 1811 試験時にニッケルの剥離量が 0.5 マイクロ/平方センチ/週を越えないこと	メッキ 硬貨 二次電池の正極	発ガン性 アレルギー性接触皮膚炎
セレン及びその化合物	1,000ppm	半導体 赤～橙色の顔料 感光体 酸化剤	アルカリ病、旋回病 顔面蒼白、舌苔、うつ状態、皮膚炎、胃腸障害 毒性を軽減する作用がある
臭素系難燃剤 （PBB 類または PBDE 類を除く）	1,000ppm	難燃剤 PVC の可塑剤 パッケージ成形封止	TBBPA は、PBDEs より強い環境ホルモン作用があり、光および熱分解により、脱臭素化したビスフェノール A を生成することが報告されています。
ポリ塩化ビニル(PVC)	1,000ppm	可塑剤、安定剤、充てん材 漁網、ロープ、ろ過布、電線被覆、帆布、フェルト	焼却炉からのダイオキシン類 環境ホルモン
フタル酸エステル類	1,000ppm	塩化ビニル(塩ビ)を柔らかくする可塑剤 顔料、塗料、インキ	精巣の構造的な変化や生殖能力の低下 卵巣の機能障害 女性のホルモン生産減少

6.4. 使用禁止物質の除外基準

物質名	対象除外製品		許容量
水銀	小型蛍光灯に含まれる１本あたりの水銀		5mg
	一般の直管蛍光灯	ハロリン酸型水銀	10mg
		通常寿命用の三燐酸型水銀	5mg
		超寿命用の三燐酸型水銀	8mg
	特殊目的のための直管蛍光管		−
	付属品に明記されていないその他のランプ（定義されない蛍光管）		−
	ボタン電池で、その水銀含有量が電池の総重量に対して		2%
鉛	陰極線管(CRT)、電子部品、蛍光管に使用されるガラスに含まれる鉛		−
	合金類	鋼材に合成成分として含まれる鉛	0.35%
		アルミ材の合金成分として含まれる鉛	0.40%
		銅材の合金成分として含まれる鉛	4%
	高融点ハンダの鉛	鉛 85%以上の鉛はんだ	−
	鉛はんだ	サーバー、ストレージ、ストレージアレイ（2010 年まで）	−
		スイッチング、シグナリング、トランスミッション、通信ネットワーク管理のためのインフラン装置などのはんだに含まれる鉛	−
		マイクロプロセサやフリップチップ用半導体ダイ接続	−
	セラミックス製電子部品に含まれる鉛	圧電素子、誘電材料、フェライトなど	−
	小型シール電池を除く電池及び電池パックで、その総重量に対して鉛が		0.4%
カドミウム	EU 指令 76/769/EEC の改正指定である 91/338/EEC で禁止されている用途を除く範囲でのめっき（高信頼を維持しなければならない電気接点への表面処理として使用するカドミウム） 光学用途のガラス、フィルタガラス すべてのカドミウムを含む電池及び電池パック（電池指令に従う）		−
六価クロム	コンプレッサを使わない吸収型冷蔵庫中で使われる炭素鋼配管の冷却装置の防錆用として作動液にまぜられ剤として使用する六価クロム		−
	無電解ニッケルめっきの後処理（変色防止）に無水クロム酸が使用された材料、部品（洗浄工程の維持、管理を証明することで使用可）		−
ポリ塩化ビニル(PVC)	樹脂用バインバ 高圧ビニル線、AWG36 以上の極細電線、カールコード、EU 向け電源コード絶縁テープ		−
パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩(PFOS)	フォトリソグラフィープロセス用のフォトレジストまたは反射防止用コーティング剤 フィルム、紙または印刷原版用の写真コーティング剤 ＰＦＯＳ放出量が利用可能な最先端の技術で極小にされた条件の下で管理された電気メッキシステムで用いられる非装飾用硬質クロムメッキ用ミスト防止剤及び湿潤剤		−

6.5. その他

(1) 包装材に関しては、カドミウム、水銀、鉛、六価クロムの 4 重金属の総量が 100ppm 以下である場合は除外する。

(2) 顧客からの要望で、レベル A、レベル B 以外の材料および化学物質の使用禁止が求められる場合、それらの成分の含有量に対して調査を依頼し、顧客の閾値レベル以下での調達を要求する場合がある。

(3)調達する製品、部品の仕様書や図面等に適用除外であることが明記してある場合は、適用除外とする。

7. 取引先評価について

7.1. 取引先の評価方法について

① 従来の品質（Q)、価格（C)、納期（D）等の指標による評価とは別に環境（E）指標も購入先の評価とし、取引条件として判断する。

② 環境（E）指標としては ISO14001 に基づく管理運営を基本とする。

・ISO14001 を取得している。
・ISO14001 の要求事項に近い活動を実施している。

特例を除き上記を基本とし、可能な限り早期に ISO14001 による環境保全に取組むことを必須とする。

7.2. 評価ランク

「取引先の環境保全活動に関する調査表」に基づいて環境指標のランクを決める。
取引の基準は下記の表による。

ランク	評価点	取引基準
a	ISO14001 取得又は 100 点超	積極的に取引をする
b	85 点以上 100 点未満	取引を維持しランクアップを促進
c	55 点以上 85 点未満	改善要望、指導・育成を前提に取引
d	25 点以上 55 点未満	取引の停止もしくは中止の方向
e	25 点以下	取引を行わない

＊品質も含めた総合的な取引判断は「購買管理規定」に定めている取引先格付基準による。

8. 調達品の選定基準

調達品の選定に当たっては、品質、価格、納期に加えて、以下の環境負荷低減に関する項目を参考により優れている調達品を優先的に採用する。

① 省資源
② リユース可能
③ リサイクル可能
④ リサイクル材料の使用
⑤ 処理処分の容易性
⑥ 環境管理物質
⑦ 省エネルギー
⑧ 長期使用が可能

9. 記録・帳票

① 「取引先の環境保全活動に関する調査表」
② 「不使用保証書」
③ 「調査回答ツール」
④ 「データーフォーマット」
⑤ 「製品安全データシート」

10. 関連文書

① 「購買管理規定」 ････････････････････QR-0601
② 「調査回答ツール操作マニュアル」 ･･･SP-214001